令和５年１０月

◆◆　明石市高等職業訓練促進給付金事業　◆◆

高等職業訓練促進給付金等事業とは、ひとり親家庭の方の就業を支援するため、専門的な資格取得を目的として養成機関で修業する場合、一定の条件を満たす方に生活費の負担の軽減を図るため、給付金を支給する制度です。

対　象　者

本市にお住まいの、児童（20 歳未満）を扶養する母子家庭の母もしくは父子家庭の父で、次の**すべての要件**を満たす方

- 児童扶養手当の支給を受けているか、または対象年の申請者の所得が児童扶養手当の支給制限となる額未満の方
- 対象資格に掲げる資格を取得するために、養成機関において１年以上のカリキュラムを修業し、かつ、当該対象資格の取得が見込まれる方※１
- 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
- 過去に本制度を利用していない方
- 求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法第２４条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第１１条の２に定める教育訓練支援給付金等を受けていない方
- 大学等修学支援法による給付型奨学金の認定を受けていない方

対 象 資 格

看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・社会福祉士・調理師・栄養士・美容師・理容師・言語聴覚士・はり師・きゅう師・あんま･マッサージ指圧師・精神保健福祉士等

※１　令和３年４月１日から令和６年３月 31 日までに受講を開始する場合は、以下の資格も対象となります。

- 専門実践教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付の指定講座のうち、訓練期間が６月以上の資格
- 一般教育訓練給付金の指定講座のうち、訓練期間が ６ 月以上かつ情報関係の資格（国の教育訓練講座検索システムにおける「情報関係」分野の講座指定を受ける資格）

【教育訓練講座検索システム】（https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/）

給付金の種類

給付金には、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金があります。

１　高等職業訓練促進給付金

- 養成機関におけるカリキュラムの修業期間内の４年を上限として月ごとに支給されます。ただし、取得する資格により支給期間が変わります。

【資格による支給期間の例】
〇保健師等、資格取得のための４年課程の履修が必須となる資格の場合：最大４年
〇看護専門学校の定時制課程（４ 年課程）等、４年以上の課程の履修が必須となる資格の場合：最大４年
〇准看護師の資格取得後に引き続き看護師資格を取得する場合：最大４年

・支給は、支給申請を受け付けた月からとなります。
・修業期間中に児童が２０歳になった場合は、２０歳になる月までの支給となります。

２　高等職業訓練修了支援給付金

訓練修了後に１回のみ支給されます。

・修業開始時と修了時ともに要件を満たしていた方に限ります。
・促進給付金の支給を受け准看護師養成期間を修了する方が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合は、看護師養成機関の修了日以降に給付金を支給します。

支　給　額

	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
高等職業訓練促進給付金 （下段:修業する期間の最後の１年）	月額１０万円 （月額１４万円）	月額７万５百円 （月額１１万５百円）
高等職業訓練修了支援給付金	５万円	２万５千円

※給付金を請求する月の属する年度の課税状況で判定します。
　ただし、４月から７月までに請求をする場合は、前年度の課税状況で判定します。

利　用　方　法

〇申請には事前相談が必要です。
　資格取得養成機関への入学申請の前に、児童福祉課において**必ず事前相談（面談）を受けてください。**
※申請の時期など、制度の詳細についてご説明します。
※ご相談の内容によって申請・給付できない場合があります。

注　意　事　項

・働きながら資格取得を目指す場合等には、通信教育の利用をできることがあります。
（雇用証明書等の書類により、一定時間以上の就労に従事していることの証明が必要です）
・一部の講座において、高等職業訓練促進給付金と自立支援教育訓練給付金を併用することができます。ただし、自立支援教育訓練給付金（専門実践教育訓練給付金）を受ける場合は、兵庫県社会福祉協議会からのひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金の入学準備金の貸付を受けることができません。

（問い合わせ）　明石市児童福祉課
ＴＥＬ：０７８－９１８－５０２７
ＦＡＸ：０７８－９１８－５１９６